

# 実家が空き家になっていませんか？

## 『空き家にしない 相続対策と家族信託』セミナー

13:10～ 「練馬区における空き家の現状と課題」  
練馬区環境課美化推進係 担当者様

13:40～ 「空き家にしない相続・遺言の活用」  
東京都行政書士会練馬支部 石井則子氏

14:30～ 「休憩」

14:40～ 「新しい遺言制度と家族信託を考える」  
弁護士 遠藤英嗣氏

# 空き家の活用セミナーと 無料相談会

2020年

11/1日

予約不要 無料

13:00～16:50

【開場 12:30～】 定員50名  
無料相談会の受付時間は12:45～16:15  
【相談時間は1組30分程】



コロナ感染症予防の為、入室時に体温測定と手指消毒をお願いします。  
会場内ではマスク着用の上、一定の距離を確保します。  
万一の事態に備え、参加名簿に住所・氏名・電話番号のご記入をお願いします。

会場

練馬区役所 多目的会議室「地下1階」  
東京都練馬区豊玉北6-12-1

西武池袋線・西武有楽町線・練馬駅西口 徒歩5分  
都営地下鉄大江戸線練馬駅A2出口 徒歩7分



『空き家にしない 相続対策と家族信託』セミナー&無料相談会に関するお問合せ

東京都行政書士会



03-3477-2881

9:00～17:00(土・日・祝日除く)

主催:東京都行政書士会  
共催:東京都行政書士会 練馬支部  
後援:練馬区

# こんなお悩み ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。  
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の  
活用

遺言書の  
作成

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。  
どこかに寄付できないか？

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが、  
開業の届けはどうするの？

各種許認可  
申請

相続した  
空き家の  
利活用

親の家を相続することになったが、住む予定はない。  
何か活用できないか？

空き家をリフォームして賃貸したいが、  
費用が高額になりそうだ。どうしよう？

補助金等  
申請

## あなたのお悩み行政書士が 解決いたします！

### 空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会  
市民相談センター

 03-5489-2411

電話相談 12:30~16:30 (土・日・祝日除く)

ホームページ <http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

## 行政書士は街の法律家。

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続きの専門家です。

遺言書の作成、相続手續のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

東京都行政書士会は、「令和2年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者を選定されました。